

介護老人福祉施設 利用料金表 (①基本)

1割負担の場合

令和6年4月1日 現在

介護度	減額区分	自己負担金/日	居住費/日	食費/日	おやつ	合計(1日)	合計(30日)
1	第1段階	¥605	¥0	¥300	¥50	¥955	¥28,650
	第2段階		¥370	¥390		¥1,415	¥42,450
	第3段階①		¥370	¥650		¥1,675	¥50,250
	第3段階②		¥370	¥1,360		¥2,385	¥71,550
	第4段階		¥855	¥2,080		¥3,590	¥107,700
2	第1段階	¥677	¥0	¥300	¥50	¥1,027	¥30,810
	第2段階		¥370	¥390		¥1,487	¥44,610
	第3段階①		¥370	¥650		¥1,747	¥52,410
	第3段階②		¥370	¥1,360		¥2,457	¥73,710
	第4段階		¥855	¥2,080		¥3,662	¥109,860
3	第1段階	¥752	¥0	¥300	¥50	¥1,102	¥33,060
	第2段階		¥370	¥390		¥1,562	¥46,860
	第3段階①		¥370	¥650		¥1,822	¥54,660
	第3段階②		¥370	¥1,360		¥2,532	¥75,960
	第4段階		¥855	¥2,080		¥3,737	¥112,110
4	第1段階	¥824	¥0	¥300	¥50	¥1,174	¥35,220
	第2段階		¥370	¥390		¥1,634	¥49,020
	第3段階①		¥370	¥650		¥1,894	¥56,820
	第3段階②		¥370	¥1,360		¥2,604	¥78,120
	第4段階		¥855	¥2,080		¥3,809	¥114,270
5	第1段階	¥895	¥0	¥300	¥50	¥1,245	¥37,350
	第2段階		¥370	¥390		¥1,705	¥51,150
	第3段階①		¥370	¥650		¥1,965	¥58,950
	第3段階②		¥370	¥1,360		¥2,675	¥80,250
	第4段階		¥855	¥2,080		¥3,880	¥116,400
生活保護		¥0	¥0	¥300	¥50	¥350	¥10,500

地域区分(6%)、介護職員処遇改善加算(8.3%)、介護職員等特定処遇改善加算 I (2.7%)

介護老人福祉施設 利用料金表 (②加算等)

令和6年4月1日 現在

<1> 基本加算

看護体制加算(Ⅰ)ロ	4	／日	看護師を常勤で1名以上配置等
看護体制加算(Ⅱ)ロ	8	／日	事業所看護職員と24時間の連絡体制等
夜勤職員配置加算Ⅰロ	13	／日	夜勤を行う介護・看護職員数が最低基準を上回っている
サービス提供体制加算Ⅰ	22	／日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が80%以上であること。
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	／日	個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を実施し、評価を行っていること等
精神科加療指導加算	5	／日	精神科医医療指導を1回/月以上実施
初期加算	30	／日	入所後より30日間
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	／月	個別機能訓練加算(Ⅰ)の要件に加え、LIFEを用いての厚生労働省への情報提出
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	／月	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出や計画の見直し等
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	／月	褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づき褥瘡の管理を行うこと。また、LIFEを用いて厚生労働省へ情報提出
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	／月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の要件を満たし、褥瘡が発生していない事
排せつ支援加算(Ⅰ)	10	／月	排せつ支援について多職種で3ヵ月に1回評価を行い、LIFEを用いて厚生労働省へ情報提出
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	／月	口腔ケアを月2回実施し、歯科衛生士と連携を図ること。またLIFEを用いて厚生労働省へ情報提出。
長期生活処遇改善加算Ⅰ	※	／月	介護報酬の合計に 0.083 を乗じた額
長期生活特定処遇改善加算Ⅰ	※	／月	介護報酬の合計に 0.027 を乗じた額
ベースアップ等加算	※	／月	介護報酬の合計に 0.016 を乗じた額
※療養食加算	23	／日	療養食提供時(管理栄養士管理のもと)
※外泊時加算	246	／日	入所者が病院や居宅における外泊を認めた場合は、6日/月を限度として算定する。

※ご利用料金のイメージ (①基本)料金+(②加算等)料金【¥10,000前後(30日あたり)】

<2> その他

入院または外泊時の期間	介護給付扱いでのご負担と預り金管理費のご負担が生じます。
加算についての補足	加算については、地域区分(6%)の上乗せと、介護職員処遇改善加算(8.3%)、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(2.7%)が加わります。
介護保険負担割合証	負担割合に合わせ、介護サービス費が変わります。2割の方は2倍、3割の方は3倍となります。
介護保険負担限度額認定証	段階により居住費と食費の負担額が異なります。
その他	理美容費用(希望者)、買い物代行費用等は実費でのご負担となります。また、上記の他に利用されるサービスにより別途の費用を負担していただく場合がございます。